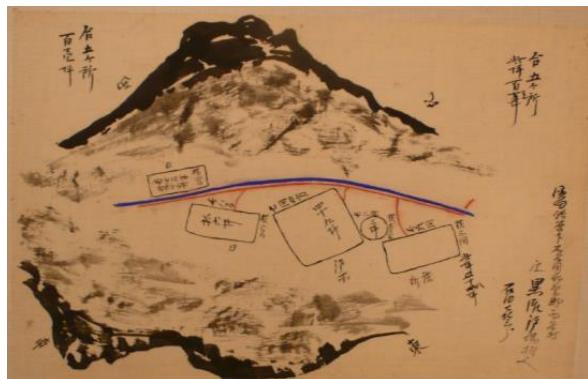


令和 6 年度企画展
「明治期の鉱業法に見るたたら製鉄」
—浜田県時代のたたら製鉄—

会期：令和 6 年 6 月 1 日(土) — 12 月 28 日(土)
会場：浜田市金城歴史民俗資料館

【内容】 古来より盛んであった「たたら製鉄法」は、明治維新後、大きく変容した。反射炉による洋鉄の生産によって、たたら産業が大きく衰退する中で、明治 6 年 7 月、「日本坑法」が布告され、浜田県(M4.6—9.11)時代に、借区開坑 9 条により、旧那賀郡内の、鉄山関係者の砂鉄採集、鉛経営、鍛冶屋経営者が、借区世話掛佐竹要助が取りまとめの仲介事務処理をしたこと、浜田県との往復公用文書によって、旧那賀郡内 12 箇所の申請書、絵図面などの写により、石見地方の終末期のたたら製鉄の稼働状況の全容が把握される。

また、「銑鉄不景気諸鉄山議定書」8 年 7 月によると石見地方のたたら製鉄関係の経営者が挙って、議定書に参加している。その数、鉛経営者 20 名。鍛冶屋経営者 2 名。が終末期の経営形態、労賃などが把握され、当時の経営難が理解できると共に、この企画展を通して、石見地方のたたら経営の終末期を伺うことが出来る。



黒瀬鉛絵図



飯ノ山鉄穴絵図

日本坑法 [明治 6 年] 七月二十日 第二百五十九号

第三章 借区開坑

第九 開坑する者は先づ坑区を得へし、坑区の廣狭は其適実なる起業の目途に応して之を得せしむへし有鉱質坑を開く者は必ず製鉱の業を兼ねへし、凡借区開坑は鉱山寮に願出へし、此願書に其得んと欲する坑区の測量図を添て出すへし試堀を経て借区願出る者は其坑区中別に地主有りと雖とも之を拒む得ず、尤其處分は借区券を得るの後廿二款の如くなるへし。